

特定非営利活動法人 自然体験活動推進協議会

会員の会費に関する細則

(総 則)

第1条 この細則は、自然体験活動推進協議会（以下「協議会」という）定款第8条に基づき、会員の会費に関する事項を定める。

(会 費)

第2条 本法人の会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 30,000 円
- (2) 一般会員 10,000 円
- (3) 賛助会員 (一口) 10,000 円
個人の場合は一口以上、団体の場合は五口以上とする。

(納入規程)

第3条 会費は、当該事業年度の間年額を納入しなければならない。

- 2 会費は、年額を分割して納入することができない。
- 3 滞納会費の納入があったときは、滞納した年度の発生順に充当するものとする。
- 4 会員が1月から3月に新規入会する場合は、その年度の会費を免除することができる。
- 5 会員が会員種別を変更する際は、理事会での承認後、新たな会員種別に基づき会費の納入をする。ただし、種別変更が年度開始から6ヵ月以降の場合には、変更前の会員種別の会費を納入するものとする。

(会費滞納会員の取扱い)

第4条 前年度の会費を納入していない会員は、会費滞納会員とみなされる。

- 2 会員が会費を納入しない場合、定款第9条2項3号の規程による会員資格喪失処分は、以下の手続きによって行う。
 - (1) 会費の滞納が半年を超えた場合、会費納入督促状を原則として8月および翌年の12月に送付する。
 - (2) 会費の滞納が1年半を超えた場合、会費納入督促状および理事会において会員資格喪失の決議を行う旨の警告文を出す。送付は、原則として8月および翌年の12月に行う。
 - (3) 会費の滞納が2年を超えた場合（3月末日までに前々年度、前年度、当該年度の会費未納）は、4月1日以降に開催される理事会の決議を経て、当該会員の会員資格を喪失させる。ただし当該会員が書面もしくは直接理事会に出頭して弁明を行い、その弁明が妥当と判断された場合は、その限りではない。
- 3 前年度までの会費が未納である場合は、書籍の割引購入、CONE包括保険の利用等、協議会会員としての便益を得ることはできない。
- 4 定款第9条2項3号の規程による会員資格喪失処分が行われた場合、対象となる会員（以下、「未納による退会会員」）に対し以下の対応を行う。
 - (1) 未納による退会会員が個人の場合、当協議会が認定する各種資格について停止する。また、団体の場合、代表者をはじめとする団体の構成員についても、当協議会が認定する各種資格を停止する。
 - (2) 当協議会が実施する各種事業への参加及び応募資格を停止する。
 - (3) 再入会を希望する場合、これを保留する期間を設ける。

(細則の変更)

第5条 この細則の改正は理事会において議決する。

附 則

この細則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年5月26日から施行する。